

# パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 ご利用の手引き



大和高田市

(令和7年4月)

## 目 次

---

1. 大和高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは (P1)
  2. 制度を利用できる方 (P1)
  3. 手続きの流れ (P2)
  4. 宣誓に必要なもの (P3)
  5. 交付書類 (P3)
  6. その他の手続き (P4~5)
  7. 自治体間連携について (P6)
  8. Q&A (P7~9)
- 《参考資料》 (P10~13)
- 大和高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱 (本文)

## 1. 大和高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

大和高田市では、市民一人ひとりが互いの価値観や個性の違いを多様性として尊重し合い、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、「大和高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を令和7年4月1日から開始します。

この制度は、性的マイノリティ等であるお二人が、互いを人生のパートナーとして、また互いの子（養子を含む）や親（養親及びその配偶者を含む）を家族として、日常生活において協力し合うことを宣誓し、市長が証明する制度です。

なお、市独自の制度であるため、法的な効果（婚姻・親族関係の形成、相続、税金控除など）はありませんが、一人ひとりが自分らしく生きることや、多様な性への社会的な理解が広がることをめざしています。

また、市民・事業者のみなさまには、ご理解とご協力をお願いしますとともに、本制度を利用していることについて、本人の同意なく口外しないよう併せてお願いいたします。

## 2. 制度を利用できる方

宣誓をされるお二人が、以下のすべての要件を満たす必要があります。

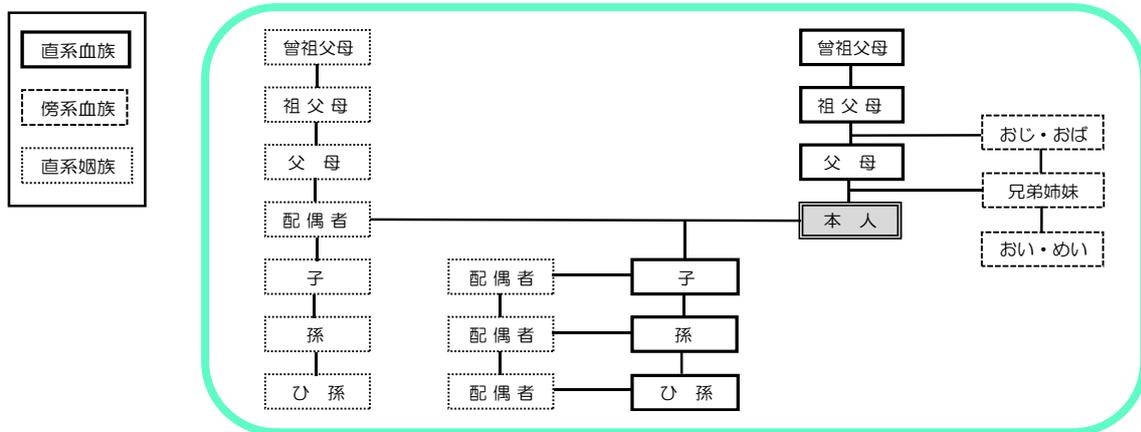
### ●パートナーシップ

- ・互いを人生のパートナーとして、日常生活において経済面、生活面、精神面などで相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを約束した二人の関係であること。
- ・双方が成人（18歳以上）であること。
- ・一方又は双方が市内在住、または3か月以内に在住予定のこと。
- ・双方に配偶者がいない、他者とパートナーシップ宣誓をしていないこと。
- ・他の方とパートナーシップの関係にないこと。
- ・お互いが近親者でないこと。

※【図1】の関係（続柄）の方は制度を利用できません。ただし、養子縁組によって近親者となった場合を除きます。

## 【図1】パートナーシップの届出をすることができない続柄

《民法が規定する婚姻できない親族関係（直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族の範囲）》



### ●ファミリーシップ

- お互いのお子様（養子を含む）や親御様（養親及びその配偶者を含む）
- パートナーシップにある方と生計が同一のこと。
- パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書【第1号様式】へ自署が必要です。（子が15歳未満の場合等を除く）

## 3. 手続きの流れ

- ① 予約・・・電話等により人権施策課へ事前予約をしてください。（下記参照）
- ② 準備・・・要件をご確認のうえ、必要な書類を準備してください。（P4参照）
- ③ 宣誓・・・予約した日時に宣誓者全員で来庁してください。  
（宣誓書に署名及び必要書類の提出等）
- ④ 交付・・・市が内容を審査し、宣誓証明書・宣誓証明カードを発行します。

【手続き・お問い合わせ先】 大和高田市 市民生活部 人権施策課

〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4

電話：0745-22-1101（内線3344・3350）

メール：[gender@city.yamatotakada.ne.jp](mailto:gender@city.yamatotakada.ne.jp)

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

## 4. 宣誓に必要なもの

必要な書類等	備 考	チェック
本人確認書類 (提示のみ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>官公署が発行した顔写真付きの身分証明書</li> <li>個人番号カード（マイナンバーカード）、旅券（パスポート）、運転免許証等</li> </ul> ※上記が無い場合は、ご相談ください。	<input type="checkbox"/>
住民票の写し又は 住民票記載事項証明書 (対象者全員分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>届出日以前の3か月以内に発行され、続柄を記載したもの（同一世帯の場合は1通で構いません。）</li> </ul> ※双方が市外在住の方は転入予定であることがわかる書類（転出証明書又は物件売買契約書の写し、賃貸契約書の写し等）後日、転入後の住民票の写し等を提出してください。	<input type="checkbox"/>
戸籍抄本（個人事項証明書）等	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者がいないことを証明する書類として、お一人1通ずつ提出してください。</li> <li>ファミリーシップも宣誓する場合は、家族関係を証明する書類として対象者を含めた写しも提出してください。</li> <li>外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる大使館等公的な機関が発行する書面とその日本語訳文</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
【ファミリーシップも宣誓する場合】 生計同一であることが分かる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>生計が同一であることがわかるもの (例) 健康保険の被扶養者になっている。 → 健康保険被保険者証の写し等</li> </ul> ※宣誓書【様式第1号】へ自著による同意が必要です。 (15歳未満の子、自著が困難な場合は代筆でも構いません。) 制度の趣旨をよく説明し、理解を得た上での宣誓をお願いします。	<input type="checkbox"/>
【通称名を使用する方】 日常的に通称名を使用していることがわかるもの2点以上	(例) 勤務先や学校が発行した社員証、学生証、通帳、診察券、公共料金請求書、郵便物等	<input type="checkbox"/>

## 5 交付書類

### (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書【様式第3号】

A4サイズの証明書です。パートナーシップのお二人に1枚交付します。

### (2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード【様式第4号】

携帯用カードタイプの証明書です。パートナーシップのお二人それぞれに1枚ずつ交付します。

## 6. その他の手続き

### ◆ 宣誓内容の変更等の手続き

届出内容に変更があったときは、宣誓事項変更届【様式第5号】及び変更内容等がわかる書類を提出してください。

変更事項	様式	提出書類	証明書等の提出
住所	【様式第5号(宣誓事項変更届)】 ※届出者の本人確認書類を添付してください。	・住民票の写し又は住民票記載事項証明書	不要
氏名		・戸籍抄本（個人事項証明書）等	要
通称名		・通称名を使用していることが確認できる書類	要
ファミリーシップの新たな加入		・対象者の戸籍抄本（個人事項証明書）等 ・同意書 ・宣誓者と生計同一であることがわかる書類	要
ファミリーシップからの削除 （子又は親本人の申し立てによる削除を含む）			

### ◆ 再交付手続き

宣誓証明書、宣誓証明カードをなくしたり、汚してしまった場合などは、再交付申請ができます。

再交付事由	様式	備考
紛失	【様式第6号（再交付申請書）】	・再交付後に紛失した宣誓証明書等が見つかった場合は、速やかに返還してください。
毀損、汚損等	※申請者の本人確認書類を添付してください。	・再交付を受ける宣誓証明書等を添付してください。引き換えに新しい宣誓証明書等を交付します。

## ◆ 返還手続き

以下の事由に該当する場合は、返還届【様式第7号】及び必要書類を提出してください。

返還理由	様式	備 考
パートナーシップを解消したとき	【様式第7号（返還届）】	一人で手続きされる場合、もう一方へ通知をします。
宣誓者の一方が死亡したとき	※届出者の本人確認書類を添付してください。  宣誓証明書及び宣誓	※ただし、ファミリーシップに子又は親の氏名が記載されている場合で、死亡した宣誓者を除いた宣誓者及び子又は親が希望する場合には、ファミリーシップを継続することができます。（その場合は返還届ではなく、様式第5号「届出事項変更届」を提出してください。）
その他届出の要件を満たさなくなったとき	証明カードを返還してください。	
宣誓者の双方が市外に転出するとき		※転出後もパートナーシップを継続する場合は宣誓証明書及び宣誓証明カードの返還は不要です。（転出先で継続手続きの際に提出してください。）

### ● ● ● こんな時は宣誓の内容が無効になります ● ● ●

次の場合は、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓を無効とします。

- ・ 宣誓届等の内容に虚偽があったとき
- ・ 宣誓日以降に、宣誓の要件を満たしていないことが判明したとき
- ・ 転入予定として宣誓した後、宣誓日から3か月を経過しても、転入を証明する書類を提出しないとき
- ・ 宣誓証明書等の不正使用（宣誓証明書等の複製、改ざん等を含む）や濫用、若しくは公序良俗に反する使用が発覚したとき

※無効となった場合、宣誓証明書及び宣誓証明カードを返還してください。

## 7. 自治体間連携について

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を利用している方が双方ともに市外へ転出する際は、自治体間連携の開始により、手続きの一部を省略することができるようになりました。

### (1) 大和高田市から転出する場合

大和高田市からパートナーシップ・ファミリーシップ制度を導入している他の自治体へ転出し、転入先自治体で継続の手続きをする場合は、大和高田市へのパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等の返還手続きは省略できます。大和高田市が交付した宣誓証明書等は、転入先自治体で継続の手続きをする際に提出してください。

なお、転入先での手続きは自治体により異なりますので各自治体のホームページなどでご確認ください。

### (2) 大和高田市に転入する場合

連携自治体から大和高田市へ転入する場合は、大和高田市に継続の手続きをすることで、新たに大和高田市の宣誓証明書等を発行します。

なお、連携自治体からの転入であっても、大和高田市における宣誓要件を満たさない場合は本制度の対象になりません。

## ●継続申告の流れ

宣言の要件を確認し、下記書類を提出してください。

- ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書【様式第8号】
- ・転出元自治体で交付された「パートナーシップ宣誓証明書」等
- ・大和高田市に転入後の住民票の写し又は住民票記載事項証明書等
- ・本人確認書類（運転免許証、個人番号カード（マイナンバーカード等））

※ このほか、必要に応じ書類の提出を求められることがあります。

事前に人権施策課までご連絡いただくと、スムーズに手続きできます。

## <留意事項>

転出元の自治体に、大和高田市で宣誓証明書等を新たに交付した事実を通知するとともに、転出元の自治体から交付された宣誓証明書等の原本を送付します。

継続申告の手続きが完了した後は、大和高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の適用を受けます。

## 8. Q&A

NO	Q&A	
1	大和高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とはどのようなものですか。	<p>現行の婚姻制度を利用できない（又は利用しない）お二人が、互いを人生のパートナーとして、日常生活において相互に責任を持ち、継続的に協力し合うことを市に宣誓し、市長が証明する制度です。（パートナーシップ）パートナーのお子さんや親御さんとの、家族としての関係性についても、併せて宣誓することができます。（ファミリーシップ）</p> <p>宣誓書を受領した場合、市は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書、宣誓証明カードを交付します。</p>
2	なぜ制度を導入するのですか。	<p>大和高田市は、誰もが自分らしく生きることができる社会をめざしています。現行の婚姻制度を利用できず、不便や生きづらさを抱えている方の気持ちを受け止めるとともに、多様な生き方が尊重される取組が広がっていくことを期待しています。</p>
3	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は婚姻制度とどう違うのですか。	<p>婚姻は法律に基づくもので、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。一方、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、市の内部規定に基づくもので、婚姻のような法的効果は発生せず、戸籍や住民票の記載が変わるものでもありません。</p>
4	対象は同性パートナーだけですか。	<p>宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別にかかわらず宣誓することができます。一方又は双方が性的マイノリティであるお二人が対象となります。</p>
5	パートナーシップとは具体的にどのようなことですか。	<p>互いを人生のパートナーとし、責任を持って協力し合い、継続的に経済面、生活面、精神面等で支え合うことなどを指します。必ずしも同居している必要はありません。</p>
6	交付された宣誓証明書等は、公的な本人確認書類として使用できますか。	<p>使用できません。この制度は、お二人が互いにパートナー関係であることや、お子さん、親御さんと家族関係にあることを宣誓し、市がその事実を証するものです。</p>
7	宣誓することによるメリットはなんですか。	<p>市からの宣誓証明書等の交付による安心感や、これまでに受けられなかった行政や民間のサービスを受けられる可能性が広がること、パートナー、家族としての社会的配慮を受けやすくなること、お二人や、お子さん、親御さんとの関係性を説明しやすくなることなどがメリットとして挙げられます。</p>
8	パートナーと養子縁組をしていても宣誓できますか。	<p>お二人が近親者（養子縁組によって近親者となった場合を除く）でなければ宣誓が可能です。性的マイノリティの方の中には、同性のお二人等で婚姻制度を利用できないことから、家族になるために養子縁組を結んでいる方がいますが、その状況を考慮したものです。</p>

9	子や親も対象とするのはなぜですか。	現行の婚姻制度を利用できないお二人が、その関係性を説明し難いことに起因する困難は、二人の間に限ったことではなく、例えば一方の親が病気になったときの介護や病院の諸手続き、子の保育園送迎等を、パートナーが行うことなどが考えられます。このような場面で、説明をスムーズに行うことができるよう、希望に応じ、子（養子を含む）・親（養親及び配偶者を含む）についても宣誓証明書等に氏名を記載できるようにしたものです。
10	外国籍の方も利用できますか。	外国籍の方も利用できます。大使館が発行する配偶者がいないことが確認できる書類に、日本語訳を添付してご提出ください。なお、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。
11	外国で同性婚をしている二人は宣誓できますか。	日本国内では婚姻が成立していないため、宣誓することができます。
12	なりすましなどの悪用はされませんか。	住民票や戸籍抄本等の提出を求めるほか、宣誓書への署名等をご来庁いただき、本人確認を行うことで、なりすまし等の悪用を防止します。万が一、悪用等が判明した場合には、宣誓を無効とします。
13	どんなサービスが受けられますか。	市のサービスでは、従前より、市営住宅の入居や市立病院での面会等にあたっては、状況に応じ家族と同様の関係性にあるものとして配慮されていますが、他のサービス等においても、家族として利用できることが広がるよう、順次見直しを進めてまいります。 民間企業のサービスにおいては、それぞれの事業者の判断に委ねられますが、全国の取組例を見ますと、携帯電話の家族割、生命保険の受取人の適用、住宅ローン手続きなどにおいて配慮されるケースが見受けられます。利用できるサービスについては、市ホームページ等で随時情報を更新してまいります。
14	宣誓証明書（証明カード）に有効期限はありますか。	有効期限はありません。
15	同居していないと制度を利用できませんか。	パートナーの一方又は双方が市内に在住または転入予定であれば、必ずしも同居している必要はありません。
16	ファミリーシップの要件はなんですか。	パートナーの一方又は双方と生計同一のお子さん及び親御さんが対象です。詳しくはご相談ください。
17	子や親の承諾はどのようにとるのですか。	ファミリーシップの宣誓については、家族で十分相談していただいた上で、15歳以上の方については同意書へ自署をいただくこととしています。また、ファミリーシップを解消したい場合には、本人からの申し立てにより削除が可能です。（15歳未満の方は、15歳に達した以降に申し立てができます。）
18	宣誓書等の記入は代筆でもよいですか。	文字を書くことが困難な場合は、宣誓者ご本人の意思確認ができれば代筆でも可能です。

19	プライバシーは守られますか。	提出書類は担当課で適切に管理し、その内容等に関する個人情報の保護は守ります。また、宣誓に際して、プライバシー保護のため個室をご用意することが可能ですのでご相談ください。
20	通称名は使用できますか。	通称名を使用することができます。宣誓証明カード（裏面）に戸籍名を記載します。
21	パートナーシップ・ファミリーシップの解消はどうすればよいですか。	返還届をご提出の上、宣誓証明書や宣誓証明カードをご返還ください。
22	市外に転出する場合はどうすればよいですか。	お二人とも市外へ転出する場合は、返還届をご提出ください。 なお、転出後も引き続きパートナーシップの関係を希望する場合はご相談ください。
23	転出先では証明書等を引き続き使うことはできないのですか。	この制度は自治体ごとに定めたものですので、転出先で引き続き使うことはできません。転出先でパートナーシップ制度等を実施している場合は、改めて手続きが必要です。
24	事前に予約や書類提出が必要なのはなぜですか。	当日スムーズに宣誓証明書等をお渡しするため、宣誓日（宣誓証明書等交付予定日）の事前予約をお願いしています。
25	郵送での手続きはできますか。	事前に書類を提出される場合は、窓口持参のほか、郵送でも可能です。ただし、職員が宣誓の意思確認と本人確認をする必要がありますので、宣誓日はご予約の上、宣誓者全員でご来庁ください。病気等のご事情で困難な場合は、ご相談ください。
26	代理人による手続きはできますか。	原則として代理人による手続きはできません。ただし、病気等のご事情で困難な場合は、ご相談ください。
27	ファミリーシップの対象にする子どもや親も、手続きに連れて行く必要がありますか。	ご一緒においでください。ただし、いらっしやることをファミリーシップ宣誓の条件とするものではありません。 ファミリーシップの宣誓にあたっては、ご家族とよく相談の上、15歳以上の方からは、宣誓書へ自署していただく必要があります。
28	宣誓に費用はかかりますか。	費用はかかりません。ただし、宣誓の際に必要な添付書類（住民票や戸籍抄本等）の交付手数料などは、自己負担となります。
29	土日など、休みの日に予約することはできますか。	宣誓の受付や宣誓証明書等の交付は、土・日・祝日や年末年始を除く午前8時30分から午後5時15分までとなります。どうしても難しい場合にはご相談ください。
30	宣誓書類はどこで手に入れることができますか。	大和高田市人権施策課に準備しています。また、市ホームページからもダウンロードできます。
31	宣誓証明書や宣誓証明カードを紛失したらどうすればよいですか。	宣誓証明書や宣誓証明カードを紛失したり、破損や汚損した場合、再発行申請ができます。様式第6号「再交付申請書」を提出してください。

※ご不明な点やお困りのことがありましたら、人権施策課までお気軽にお問い合わせください。

大和高田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民一人ひとりが互いの価値観や個性の違いを多様性として尊重し合い、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現に向けて、性的マイノリティ等である者に係るパートナーシップ及びファミリーシップ宣誓制度について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。）、ジェンダーアイデンティティ（自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。）その他の性のありようが多数の者とは異なる者の総称をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして、日常生活において協力し合うことを約した、一方又は双方が性的マイノリティである二者の継続的な関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップの関係にある者の子（養子を含む。）又は親（養親その配偶者を含む。）（以下「子等」という。）を含め、家族として相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (4) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が、市長に対し、パートナーシップの関係及びファミリーシップの関係であることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宣誓をする日において、双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 宣誓者の少なくともいずれか一方が本市に住所を有し、又は本市への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと及び宣誓しようとする相手方以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない続柄の関係（当事者同士が養子縁組をし、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。

2 ファミリーシップの対象となる子等は、パートナーシップにある者の子等であって生計が同一であるものとする。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）及びパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する確認書兼同意書（様式第2号。以下「確認書」という。）に必要事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。この場合において、ファミリーシップの宣誓の対象となる子等で15歳以上の者は、自らが署名するものとする。

- (1) 宣誓しようとする者及び当該宣誓の対象となる子等全員の住民票の写し又は住民票記載事項証明書（届出日の3月前の日以降に発行されたものであって続柄が記載されたものに限る。）
- (2) 婚姻をしていないことを証明する書類（届出日の3月前の日以降に発行されたものに限る。）。外国籍の場合にあつては、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書及び当該文書の日本語訳を添付すること。
- (3) 本市に住所を有していない場合、本市への転入を予定していることが確認できる書類
- (4) ファミリーシップの宣誓をしようとするときは、当該子等がファミリーシップの対象者であることを証明する書類及びパートナーシップにある者と当該子等の生計が同一であることが確認できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定に関わらず、市長が必要ないと認めるときは、同項に規定する添付書類の一部を省略することができる。

（本人確認）

第5条 市長は、宣誓しようとする者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類を提示することができない場合における本人であることの確認は、市長が適当と認める書類の提示を求める方法により行うことができる。

（通称名の使用）

第6条 宣誓しようとする者は、市長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、戸籍上の氏名との併記により通称名（氏名以外の呼称であつて、社会生活上通用しているものをいう。）を使用することができる。この場合において、市長は、通称名を日常的に使用していることがわかる書類の提出を求めるものとする。

（証明書等の交付）

第7条 市長は、第4条第1項の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者が第3条に規定する要件の全てを満たすと認めるときは、当該者に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（様式第3号）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明カード（様式第4号）（以下これらを「証明書等」という。）を交付するものとする。この場合において、前条の規定により通称名を使用したときは、通称名を証明書等に記載することができる。

（宣誓の内容の変更）

第8条 宣誓者は、届出をした事項に変更があつたときは、速やかに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届（様式第5号。以下「変更届」という。）に証明書等及び変更の内容を確認できる書類を添えて、市長に提出するものとする。

2 当該子等が満15歳以上の場合、当該子等が自ら変更届を提出することができる。

3 市長は、適切な変更届が提出されたときは、当該変更に係る事項を反映した証明書等を交付するものとする。

(証明書等の再交付)

第9条 宣誓者は、当該証明書等について、紛失、毀損、汚損その他の事情により再交付を受けようとするときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等再交付申請書(様式第6号。以下「再交付申請書」という。)により、申請することができる。この場合において、証明書の毀損又は汚損による再交付にあつては、既に交付した証明書等を申請書に添付しなければならない。

2 証明書等の再交付にあつては、第5条に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

3 第1項の規定により証明書等を受けた者は、紛失した証明書等を発見したときは、速やかに発見した証明書等を市長に返還しなければならない。

(証明書等の返還)

第10条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書等返還届(様式第7号)に第7条及び前条の規定により交付を受けた証明書等を添えて市長に返還しなければならない。ただし、紛失その他の事由により証明書等の返還が困難であると市長が認める場合は、この限りでない。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップの関係が解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。

(4) 宣誓書を提出した時点において第3条各号に掲げる要件に該当していなかったことが判明したとき。

(5) 証明書等の返還を希望するとき。

2 前項の規定により返還するときは、第5条各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(宣誓の無効)

第11条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

(1) パートナーシップ・ファミリーシップを形成する意思がないとき。

(2) 宣誓の内容に虚偽があったとき。

(3) その他不正な手段により証明書等の交付を受けたこと又は証明書等を不正に使用したことが判明したとき。

2 市長は、前項の規定により無効とした宣誓をした者に対し、証明書等の返還を命じることができる。

(他の自治体と連携を図る場合の取扱い)

第12条 本市が連携する他の自治体(以下「連携自治体」という。)においてパートナーシップの宣誓の証明を受けている者が、本市に転入した後も引き続きパートナーシップの関係を継続し、本市の証明書等の交付を受けようとする場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書(様式第8号。以下「継続申告書」という。)に所定の事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 連携自治体が当該自治体の制度により交付した証明書等
- (2) 世帯全員の住民票の写し(継続申告をする日前3月以内に発行され、続柄を記載したものに限り。)  
(本市に転入を予定している者にとっては、その転入の予定の事実を確認することができる書類)

2 前項の証明書等については、第7条の規定を準用する。

3 継続申告書を提出した者(以下この条において「継続申告書提出者」という。)が本人であることの確認については、第5条の規定を準用する。

4 継続申告書提出者が通称名を使用する場合の取扱いについては、第6条の規定を準用する。

5 本市において証明書等の交付を受けている者が連携自治体に転出した場合において、連携自治体の長からパートナーシップの宣誓の証明を行った旨の通知があったときは、第10条の規定による本市の証明書等の返還を要しないものとする。

6 市長は、第1項の規定による継続申告書の提出があった場合においては、その旨を転出した連携自治体に通知するものとする。この場合において、市長は、継続申告書提出者の双方から同意を得るものとする。

(宣誓書等の代筆)

第13条 第4条の規定による宣誓、確認及び同意、第8条の規定による届出、第9条の規定による申請、第10条の規定による届出並びに第12条の規定による申告について、市長は、必要に応じて代筆を認めることができる。

(市の政策への配慮)

第14条 市長は、各種施策の施行にあたっては、この告示の趣旨を尊重し、パートナーシップ・ファミリーシップの関係にある者に十分に配慮する。

(情報の管理及び登録簿の作成)

第15条 市長は、宣誓者から提出された個人情報については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び大和高田市個人情報の保護に関する法律等施行条例(令和4年条例第20号)に基づき適切に取り扱う。

2 市長は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の登録簿を作成するとともに、証明書の交付、再発行若しくは返還又は宣誓の取消し等があったときは、必要に応じて宣誓に係る情報を記録する。

(市民及び事業者への周知及び啓発)

第16条 市長は、市民及び事業者がこの告示の規定に基づくパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度及びその趣旨を理解するとともに、その社会活動の中でこれらを尊重し、公平かつ適切な対応をとることができるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

(委任)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

【手続き・お問い合わせ先】

大和高田市 市民生活部 人権施策課

〒635-8511 大和高田市大字大中98番地4

電話：0745-22-1101（内線3344・3350）

メール：[gender@city.yamatotakada.ne.jp](mailto:gender@city.yamatotakada.ne.jp)

受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）